



ファックス通信

2016年 1月15日 発行 157号

発行元 公益社団法人日本理学療法士協会

(広報課) 電話 03(6804)1440/FAX03(3401)5961

平成28年度診療報酬改定「現時点の骨子」

2016年1月13日(水)、第322回中央社会保険医療協議会 総会が開催され、次期診療報酬改定における、これまでの議論が整理されました。

厚生労働省の資料からリハビリテーションに関する議論のみを以下に抜粋しました。詳細については、本会ホームページ新着情報または下記 URLをご参照ください。

【 URL : <http://goo.gl/CZvO5E> 】

※注意：下記の内容は、最終的な答申ではございません。今後、変更される可能性があることをご承知おきください。

リハビリテーションの個別事項に関する「これまでの議論の整理」

- (1) リハビリテーションの質に応じた評価を推進するため、回復期リハビリテーション病棟においてアウトカムの評価を行い、一定の水準に達しない医療機関については、疾患別リハビリテーション料の評価を見直す。
- (2) 地域包括ケアシステムの中でリハビリテーションを推進する観点から、回復期リハビリテーション病棟入院料の体制強化加算を届け出る医療機関において、入院時と退院後の医療についてつながりを保って提供できるよう、回復期リハビリテーション病棟の専従の常勤医師が入院外の診療にも一定程度従事できるよう施設基準を見直す。
- (3) 急性期における早期からのリハビリテーションの実施を促進するため、現行のADL維持向上等体制加算の評価及び施設基準を一部見直すとともに、質や密度の高い介入を行っていると認められる病棟の評価を充実させる。

※2 ページ目に続きます。

間違い FAX がありましたら、大変恐れ入りますが、上記 TEL/FAX までご連絡ください。FAX 番号、お宛名の変更は、代表者のマイページから施設情報をご変更いただくか、上記までご連絡ください。



- (4) 早期からのリハビリテーションを推進するため、疾患別リハビリテーション料の初期加算及び早期リハビリテーション加算の評価を適正化する。
 - ① 慢性疾患については、原則として、初期加算及び早期リハビリテーション加算の対象としないこととする。
 - ② 疾患別リハビリテーション料における初期加算及び早期リハビリテーション加算の算定起算日を見直す。
 - ③ 疾患別リハビリテーション料について、標準的算定日数等に係る起算日を見直す。
- (5) 廃用症候群の特性に応じたリハビリテーションを実施するため、廃用症候群に対するリハビリテーションに対する評価を新たな疾患別リハビリテーション料として設ける。
- (6) 医療と介護の役割分担の観点から、①要介護被保険者に対する維持期リハビリテーションの介護保険への移行を図る。移行を円滑に行う観点等から、②要介護被保険者等に対するリハビリテーションについて、その目標設定支援等に係る評価を新設し、③医療保険と介護保険のリハビリテーションに係る併給を拡大する。
- (7) 心大血管疾患リハビリテーション料の施設基準を緩和し、心大血管疾患リハビリテーションの普及を図る。
- (8) 社会復帰等を指向したリハビリテーションを促進するため、IADL（手段的日常生活活動）及び社会生活における活動能力の獲得のために、入院患者に対し実際の状況における訓練を行うことが必要な場合に限り、医療機関外におけるリハビリテーションを疾患別リハビリテーションの対象に含める。
- (9) 施設基準に応じて疾患別リハビリテーション料の評価を見直す。
- (10) リハビリテーション専門職が効率的に勤務できるよう、難病患者リハビリテーション料等における専従規定を緩和する。
- (11) リンパ浮腫の患者に対する治療を充実する観点から、リンパ浮腫に対する複合的治療に係る項目の新設等を行う。
- (12) 摂食機能療法を推進する観点から、①対象となる患者の範囲を拡大し、②経口摂取回復促進加算について、要件を緩和した新たな区分を設ける。

間違いFAXがありましたら、大変恐れ入りますが、上記TEL/FAXまでご連絡ください。FAX番号、お宛名の変更は、代表者のマイページから施設情報をご変更いただくか、上記までご連絡ください。